九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

反省的判断力と超越論的哲学

円谷, 裕二
九州大学大学院人文科学研究院哲学部門哲学講座 : 教授 : 近現代哲学

https://doi.org/10.15017/1155

出版情報：哲學年報. 60, pp.1-37, 2001-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

反省的判断力と超越論的哲学

円谷裕二

はじめに

人間と世界との関わりは、人間の側から言えば、人間が世界について何らかの経験をするという仕方において成り立っているが、その際、世界についての経験とは、世界について何らかの判断を下すということにほかならない。もちろんこの場合の判断とは、特定の個人による特定の対象についての認識判断とか特定の行為への実践的決断のように狭い意味での述定判断に限られるものではなく、無意識的な判断とか、さらには個人の判断を越えて集団や社会や人類が形成するような判断までをも含めての広い意味での判断をも意味している。このような広義の判断なしには我々と世界との関わりはありえないであろう。このような広義の判断の始元的な在り方を明らかにしようとすること、この問題意識が本稿を背後から動機づけている。しかしながら、このような意味での判断論に対してさえも、人はそれを主観主義的だと批判して次のように反論するかもしれない。すなわち、はるか彼方の過去、例えば人類誕生以前の地球は、人類の記憶や経験や判断とは何らの関わりもない世界であろうし、また、私たちが関与しうる環境世界などはごく小さな世界にすぎずその回りには私たちとは無関係な広大無辺の世界がそれ自体として存在しているであろう、と。本稿の目的の一つは、人間と世界との関わりとしての経験ないし判断についての考察を通して、このような反論がどのような意味をもちうるのかという問題への一つの足がかりを提供することに存する。このような課題を背景に宿しつつ本稿では、特にカントの判断論に焦点を絞りながら議論を進めてゆくことにしたい。

カントは判断一般を特殊と普遍の媒介として定義するが、我々人間と世界との関わりが判断という論理形式において成立するかぎり、カントの言を俟つまでもなく、その関わりは特殊と普遍との関係という形をとらざるをえないであろう。しかもカントの判断論は彼の超越論的哲学と軌を一にしており、その意味では、人間と世界との関わりについての考察をカントの判断論に即して展開することは、同時に彼の超越論的哲学が世界と人間との関係をどのように捉えようとしているのかという問題の解明につながるであろう。

ところで、人間と世界の原初的関係についてのカントの理解を顕在的な仕方で掘り起こすことには大きな困難が伴う。それというのも、カント哲学に対する従来の一般的な解釈がこの原初的関係をもっぱら認識論的観点から理解しようとするあまり、判断一般の構造をことさら認識判断の構造に還元しようとする傾向が強く、そのためにカントの超越論的哲学が本来狙っていたと筆者には思われる世界と人間との存在論的関係が覆い隠されてしまっているからである。したがって本稿では、判断力の根源的様態である反省的判断力の解明を通して、この覆いを取り払い、人間と世界との関わりの始元的有様をカントがどのように露わならしめようとしていたかを追求することにしたい。

第一節　規定的判断力と「図式論」

カントは普遍を特殊に適用することによって特殊と普遍を媒介する能力である判断力を、「特殊を、普遍の下に含まれたものとして思考する能力」(Einl. IV, V179)として定義している。彼はこのような意味での判断力を周知のように規定的判断力と反省的判断力とに区別するが、そもそも判断力が「規定的」であるとか「反省的」であるとはどのような意味なのであろうか。カントの定義によれば、「普遍(規則、原理、法則)が与えられている場合には、判断力は……規定的である。しかし判断力がそのために普遍を見出すべきである特殊だけが与えられている場合には、判断力は単に反省的である」(Einl. IV, V179)。両判断力の区別についてのカントのこの定義において、「普遍を見出すべ

きである」反省的判断力から区別される規定的判断力の定義における、「普遍が与えられている」とはどのような意味なのであろうか。先ずこの問題を考察することから本論文を始めることにしよう。

結論を先取りして言えば、特殊をその下に包摂すべき「普遍が与えられている」とは、『純粋理性批判』が論じている経験判断に限って言えば、第一に、特殊を包摂すべき普遍が悟性能力においてアプリオリに「与えられている」ということであるのみならず、さらにはその普遍がどのようにして特殊に適用されるべきかを「アプリオリに指示する」(Einl. V, V183, Vgl. XX212)ことまでもが、つまり、経験成立のために純粋悟性概念がいかにして空間時間における経験的直観に適用されるのかについての指示までもが、アプリオリに「与えられている」ということを意味している。しかもそれのみならず、第二には、「純粋悟性概念の下への[経験的]直観の包摂、したがってカテゴリーの現象への適用」(B176)の際の媒介をなす「第三のもの」(B177)としての「図式」に関して、それの産出に対する「指示」までもがそこには含意されている。つまり空間時間における所与としての直観をカテゴリーの下に包摂する際の媒介の役割を担う「超越論的時間規定」(B177)としての「図式」の産出に対する「指示」までもが、予め「与えられている普遍」としての悟性概念によって「規定」されているという意味である。さらに第三には、規定的判断力が働く場合には、「構想力の産物」(B179)である図式がカテゴリーと経験的直観との総合を媒介するのであるが、その際の構想力の働きが悟性の「指示」に従っているということである。『判断力批判』での端的な表現によれば、「認識に際しての構想力の使用においては、構想力は、悟性の強制に従属し、悟性の概念に適合するという制限に屈服している」(§49, V316)[1]ことになる。

このように、規定的判断力の定義における「普遍が与えられている」という表現は、第一に、所与としての特殊に対する普遍の適用の仕方が、第二に、特殊と普遍を媒介する図式の産出の方法が、そして第三に、その図式を産出する構想力の働きが、ともに純粋悟性の強制の下にあり、純粋悟性によって指示され方向づけられそれに従属している

ということを意味する。したがってここでは、特殊と普遍を媒介する役割を果たす図式は、或いはその図式を産出する構想力は、純粋悟性概念に必然的に従わざるをえず、その意味において悟性概念からの構想力の自由の余地はないということになる。

ところで、規定的判断力におけるこのような構想力の自由の欠如について、カントはまた『判断力批判』では、概念を間接的に描出する(darstellen)「象徴」[2]と対比させながら、図式は、カテゴリーの「直接的描出」(§59, V352)だとも語っている。これは、カテゴリーと、カテゴリーの客観的実在性を表示する直観としての図式との関係が「直接的」だという意味であるが、このことは、『純粋理性批判』「図式論」で言われているところの、純粋悟性概念と経験的直観とが全く「異種的(ungleichartig)」(B176)だということと矛盾してはいないのだろうか。この問いに対するカントの答えは次のようになる。すなわち、図式＝超越論的時間規定とは、現象一般が与えられるための普遍的条件である時間形式に関する「規定」という意味であり、したがって感性の形式としての「時間が、多様なもののあらゆる経験的表象のうちに含まれているかぎり、この超越論的時間規定は、現象「すなわち経験的直観」と同種的(gleichartig)なのであり」(B178)、「かくしてカテゴリーの下への現象の包摂を媒介するところの、悟性概念の図式である超越論的時間規定を介して、カテゴリーの現象への適用が可能になるのである」(B178)。

それゆえ、カテゴリーを図式において「直接的に描出」するということは、単にカテゴリーと図式との直接的関係を意味するのみならず、さらには「純粋悟性概念の下への経験的直観の包摂、つまり現象へのカテゴリーの適用」(B176)に関して、その包摂ないし適用の可能性をアプリオリに示すという意味をも含んでいる。「直接的描出」とは、カテゴリーと経験的直観とのアプリオリな関係を図式の規定的側面から表現したものであり、図式が超越論的時間規定と呼ばれるのもそのためである。『純粋理性批判』における「図式論」の課題は、図式が超越論的時間規定であることに基づいて、経験的直観へのカテゴリーの適用がアプリオリに可能であることを「論証」(§59, V352Anm.)する

以上のことではなく、それゆえ「図式論」では、その「論証」を根底から支えているところの、規定的判断力の判断力としての側面を深く掘り下げることが主題になっているわけではない。つまりそこでは規定的判断力が判断力として個々の特殊に即して具体的にどのように働くのかという問題がことさら議論されているわけではなく、あくまでも規定的判断力の規定的側面に定位しながら、「与えられた普遍」にアプリオリに包摂されるべき特殊とは一般的にどのような特殊でなければならないのかということについての「論証」がなされているにすぎない。

このことはまた、カントが「図式論」で言及している図式と形象(Bild)の相違からも理解しうるであろう。すなわち、「アプリオリな純粋構想力」(B181)の産物である図式は、「個別的(einzeln)な直観」(B179)ないし「経験が私に提示する何らかの唯一的で(einzig)特殊な形態」(B180)としての形象とは区別される。図式とは「或る[普遍的]概念に従って或る集合(例えば千という集合)を或る形象において表示する方法の表象」(B179)であり、「構想力の普遍的な手続き(Verfahren)」(B179)にほかならず、したがって、「純粋悟性概念の図式は、全くいかなる形象にもなりえず、ただ概念一般に従った統一の規則に適合した純粋総合にすぎない」(B181)。「図式論」においてカントは形象から区別される「普遍的手続き」としての図式を主題的に論じることによって、「唯一的で特殊な形態」としての形象が図式を媒介としてカテゴリーと結合することをアプリオリに示すことを眼目としており、この論点を越えてさらに、形象と図式との、ないし形象と概念との具体的な関係にまで立ち入って論じているわけではない。それというのも、この関係の具体性についての議論は、規定的判断力の規定的側面を越える問題だからである。

ところが、図式或いは図式を産出する構想力は、上記のように、悟性によって方向づけられ強制される規定的側面のみならず、より根源的には、概念の能力としての悟性自身には窺い知れない技＝巧み(Kunst)の側面をもっており、構想力のこの側面をカントは「人間の魂の深部にある隠れた技＝巧みeine verborgene Kunst in den Tiefen der menschlichen Seele」(B180)という謎めいた表現で指摘している。しかしながら『純粋理性批判』の「図式論」が積極

的ないし明示的な課題としているのは、上述のようにあくまでも、感性的な経験的直観が、もし権利上カテゴリーの下に包摂されうるとした場合にはそのことはいかにして可能であるのかというその可能性の条件をアプリオリに示すことであり、そうであるからこそカントは、「図式論」においては、この「隠れた技＝巧み」の「真の骨をいつか自然から窺い知りそれを眼前に顕在化するのは至難のことであろう」（B180f.）と語るにとどまり、この「技＝巧み」の「骨」についてそれ以上深入りするのを避けたのである。『純粋理性批判』における「超越論的哲学は、悟性の純粋概念において与えられる規則（或いはむしろ規則のための普遍的条件）のほかに、同時に、その規則が適用されるべき事例（Fall）をアプリオリに指示できる」（B174f.）ことを示すこと、つまりは「超越論的哲学の論じる概念がその対象とアプリオリに連関すべきである」（B175）ことを示すことだけを目指しているのであり、それというのも、「概念の客観的妥当性はアポステリオリには現示さ（dartun）れえない」（B175）ということが、『純粋理性批判』「分析論」の超越論的哲学の基本前提になっているからである。逆に言えば、具体的でアポステリオリな直観が規定的概念としてのカテゴリーとは異なるような何らかの概念（普遍）の下に包摂されうるのかどうかを判断する際の判断力（これが後述する反省的判断力の働きであるのだが）に関する問題は、概念の客観的妥当性のアプリオリな「論証」にのみ制限されている『純粋理性批判』「分析論」での超越論的哲学の課題を越えた問題だということになる。

しかしながら、この問題は果たして、超越論的哲学の範囲を越えた問題だとして一蹴して済ますことのできる問題なのであろうか。それとも、この問題に対してさえもあくまでも超越論的哲学の立場から接近してゆこうとすることが超越論的哲学の新たな可能性を開くことになるのであろうか。規定的判断力についての以上の考察は、我々をこの難問に直面させるであろう。[3]

与えられた具体的な経験的直観、つまりカテゴリーには包摂しえずそれゆえカテゴリーにとっては偶然的と映じる事例に関しては、それが、カテゴリーのアプリオリな適用可能性という「図式論」での課題を越えた事例であるかぎ

り、そのような事例に関する判断の問題は、別言すれば、カテゴリーによっては規定されえない事例を包摂しうるような普遍に関わる問題は、目下のところ不問に付されたままである。カテゴリーの経験的直観への適用のアプリオリな可能性を「論証」することだけを目ざす「図式論」の議論は、カテゴリーと経験的直観との間の異質性ないし異種性を、経験的直観に対する規定可能性という観点から同種化する「方法」ないし「普遍的手続き」としての図式の可能性を「論証」したと言えるにしても、しかしそのことは、現実性の観点から普遍と特殊を媒介する「方法」ないし「手続き」を顕在化したというわけではないのである。

しかしながら、そもそも「異種的」である普遍と特殊を「異種的」なままに媒介するような「手続き」ないし「方法」などが存在するのであろうか。もし存在するとすればそれはどのような「手続き」ないし「方法」なのであろうか。また、この問題に関しても依然として超越論的哲学の立場から接近することが可能なのであろうか。もしそのことが可能だとしても、その場合の超越論的哲学とは、認識判断の可能性の条件を権利上の問題として問うという意味での『純粋理性批判』「分析論」での超越論的哲学とは異なるものであることが予想されうるが、その際、新たな超越論的哲学とはどのような意味での超越論的哲学なのであろうか。今やこれらの問題の前に我々は立たされることになる。

普遍と特殊の異種性を異種性のままに関連づけるという課題は、確かに、規定的判断力の規定作用の問題を越えた問題ではあろうが、しかしカントはこの問題に関しても、あくまでも、超越論的哲学の立場からそれを論じる道を探り続けている。彼はこの課題を、構想力の「隠れた技＝巧み」に、そしてまた規定的判断力によって覆い隠されてはいるがそれを根底から支えている反省的判断力の「技＝巧み」に委ねようとしている。そして判断力の根源的働きであるところの反省的判断力の解明を主題に据えるのが『判断力批判』という書物にほかならない。

第二節　規定的判断力から反省的判断力へ

或る具体的な経験的直観が、実際に普遍の適用される一事例なのかどうかを「判断する」ためには、規定的判断力の規定作用に重点を置いたかぎりでの「図式論」の議論だけでは十分ではない。そのためにはさらに、規定的判断力の判断力としての側面、そしてまたそのことは同じことであるが、図式の産出のために悟性に強制されるかぎりでの構想力ではなく、図式を創造的に産出するという構想力の「隠れた技＝巧み」という側面、に着目しなければならない。このことはまた、判断力の規定作用ではなく反省作用の側面、つまりは反省的判断力そのものに着目することにほかならない。(4)

ところでカントはそもそも判断力というものをどのように理解しているのであろうか。(5)「判断力とは、規則の下に包摂する能力、すなわち或るもの(与えられた規則の事例casus datae legis)が或る与えられた規則に従うものであるのかどうかを区別する能力」(B171)であるが、このような意味での判断力は、カントによれば、一般的な学問的知識として「教えられることでは全くなく、かろうじて［実際に］訓練されるだけ」(B172)のものにすぎず、それゆえむしろより適切には、「一つの特殊な才能」・「いわば生来の才知という独特なもの」・「自然の賜」(B172)などと呼ばれるにふさわしい能力である。というのも「諸実例(Beispiele)が規則の条件を十分に満足させるのはほんの稀にしかない」(B173)からである。ところでカントのこの言葉からすれば、実例が規則の条件を十分に充たすことがごく稀にはあるということにもなろうが、しかしより厳密に見るならば、むしろ、実例の実例たる所以は、それが学的知識や普遍的概念によって一般化されるのを拒む点にこそ存するのであり、その意味において、実例はおよそ規則の条件を十分に充たすものでは決してなく、したがって規則の単なる一例と判断されたかぎりの実例は実例としての具体性に即して判断された本来の実例ではなく、むしろ抽象化されたにすぎない実例だと見るべきであろう。

さらにカントは実例の意義について次のように言う。「普遍的なものを抽象的に(in abstracto)洞察することができる」ような、「非常に多くの病理学的、法律学的、或いは政治学的な諸規則を頭に詰め込んでいる」学者といえども、彼が「実例と実際的な業務」を通して判断ができるような訓練を受けていない場合には、「或る［特殊な］事例が、それらの規則の下に具体的に(in concreto)属するのかどうかを区別することができない」(B173)。「実例が［規則にとって］十分かどうかに関して、規則を、普遍的にかつ経験の特殊な状況を顧慮せずに洞察する」(B173)ことは、確かに、規定的判断力の方法ではあるのだが、しかしそれだけでは、事例を「抽象的に」判断しているにすぎず、事例の「具体的な」判断とは言い難い。具体的判断を下すためには、本来の意味での判断力が、つまり、「経験の特殊な状況」を十分に踏まえながら与えられた事例を「見出されるべき」普遍の下に包摂しようとする反省的判断力が必要なのである。「実例こそが［反省的］判断力のあんよ車」(B173f.)だと言われる所以である。つまり、或る事例を所与の規則(普遍)に従って「抽象的に」判断している場合にも、すなわち規定的判断力を或る事例に関して使用している場合にも、実はその根底においては、当の事例を規則の一事例として位置づけるための反省的判断力が働いているのであり、そうであるからこそ、実例は判断力の訓練として役立つことができるのである。

以上のように、カントによれば、実例は判断力を「研ぎ澄まし」(B173)、「判断力のあんよ車」になるわけであるが、実例のこのような特徴についてより詳しく吟味してみると、次のような事柄を列挙することができるであろう。

第一に、判断力が判断しなければならない実例をその特殊性に即しながら「具体的に」判断するためには、予め「与えられている普遍」としての規定的な概念や法則の下にその実例を単に包摂(規定)するだけでは十分ではなく、たとえそのようにして実例を規定的に判断したとしても、そのような規定は可能的で抽象的な規定でしかなく、所与の事例を「具体的にin concreto」判断したことにはならない。例えば、具体的判断の一例としての医師の診断(判断)を例にとれば、医師が或る病気、例えば腸チフスについてそれが何であるかについての一定の概念やその概念の適用

可能性についての医学的知識を予め既に十分に蓄積しているとしても、特定の患者に固有の症例(実例)に対してその概念が「具体的に」適用できるのかどうかは、その既知の概念や知識からだけでは決定することができない。というのも、その特殊な症例は予めの一定の概念には包摂しえない無限の多様性(例えば患者に独特の体質とかその症例が発症した固有の経験的状況など)をもった特殊だからであり、それゆえ、たとえその症例を包摂しうるような概念が存在するとしても、その概念は、決して規定作用をことたとするような意味での構成的で必然的な概念や法則ではありえず、むしろ、その概念は、蓋然的ないし未規定的な(unbestimmt)概念でなければならないであろう。この意味においてまた、少なくとも言えることは、特殊をその特殊性に即しながら「具体的に」判断するような判断とは、必然的判断でもなければ規定的判断でもなく、むしろ蓋然的で未規定的な判断だということである。このような事情からすれば、医師の診断とは、規定的判断力によるものではなくむしろ統制的で未規定的な概念に基づく反省的判断力の一例だと見なすことができるであろう。[6] このことはまた同様に、現実の或る特殊な事件の裁判における判決(=判断)の場合にも妥当するであろう。つまり、裁判官は、法律という既に与えられている普遍を単に当該の特殊な事件に適用するだけではその特殊を特殊性のままに判断(判決)したことにはならないのである。以上の意味において、実例の実例たる所以は、規定的な概念や法則には包摂されえない多様で豊富な素材を有する点に存し、その意味での固有性なり独自性をもつことだと言えるであろう。

したがって第二に、実例に即して「具体的に」判断を下すためには、つまりその実例を何らかの普遍の下に包摂するためには、一定の概念や法則という規定的普遍とは異なる意味での普遍が、すなわち未規定的な普遍が必要なのであるが、しかしこのような意味での普遍は純粋悟性概念としてアプリオリに与えられている普遍とは異なるがゆえに、実例の判断に際して判断力は未規定的な「普遍を見出されなければならないのである」(Einl. IV, V179)。そしてまた、カテゴリーのような規定的概念とは異なる未規定的普遍の発見にこそ、反省的判断力の反省作用の「隠れた技=

巧み」ないし創意の「骨」も存するのである。第三に、その際に発見されるべき普遍なり概念なりとはどのような性格のものかと言えば、以上の議論から自ずと明らかなように、それは、規定的概念ではなく未規定的概念であろうし、構成的概念ではなくして統制的概念であろうし、また、特殊を規定する悟性概念とは異なる概念だという点からすればそれは理性概念つまり理念的なものであらざるをえないであろう。かくして、理念的で統制的な未規定的概念を発見しそれとの関連においてこそ、所与の実例・症例・事件に関してそれの特殊性や個別性や偶然性を抽象化することなしに判断・診断・判決を下しうることになろう。さらに第四に、実例についての判断が規定的判断ではなく未規定的な反省的判断だということは何を意味するのかと言えば、それは、その判断が仮説的であって絶対確実ではなく常に誤謬に晒されており、したがってまた絶えず未完結的な判断だということである。そうであるからこそカントは、実例としての事例・症例・事件についての経験を何度も繰り返すことによって、判断力を「研ぎ澄ましてゆく」ほかはないと語るのである。第五に、反省的判断が仮説的で未完結的だということは、確かに一方では、当の判断の消極的側面を特徴づけていると言えるかもしれないが、しかし他方ではそのことは同時に、反省的判断力の生産性や創造性をも意味し、判断や診断や判決が関わる事象全体の発展に寄与してゆくものともなりうるのである。(7)

以上のように、カントにあっては、理論的認識判断を下すときにはカテゴリーという「予め与えられた普遍」の下へ直観の多様がアプリオリに包摂され、或いは、或る可能的行為ないし格律が道徳的か否かについての実践的判断を下すときには道徳法則の「範型」としての「自然法則」(V67ff.)という「予め与えられた普遍」の下へ可能的行為や格律がアプリオリに包摂されなければならないのであるが、その際に働く判断力が規定的判断力であると、一般的には理解されている。可能的に与えられる現象や可能的行為を包摂する判断力は確かに規定的判断力ではあるが、しかしながら、「経験の特殊な状況」において現実的な実例や実際の個別的行為をその個別性や特有性のままに或る普遍の下に包摂されるかどうかを「具体的に」判断するためには、決して、単に「与えられた普遍のもとへの特殊の包摂」

としての規定的判断力では十分ではない。そのためにはその個別事例の個別性に即した仕方でその事例を判断するところの判断力、すなわち反省的判断力が必要にならざるをえない。[8] それというのも、「特殊な状況」における実例は、規定的な普遍によっては包摂しえない多様で豊かな特殊性に満ちており、その意味でそれは規定的普遍を越えたものだからである。このような固有な事例に関して判断を下すためには、つまりそれを何らかの普遍の下に包摂するためには、特定の状況における実例をも包括しうるような普遍が、つまり、規定的概念としてのカテゴリーや規定的原理としての道徳法則の根底において作動しながらそれらを統制するような全体的で未規定的な概念ないし理念が前提されていなければならない。しかもそのような概念なり理念なりは、規定的概念が「予め与えられている」という意味で与えられているわけではなく、実例に即してそのつど創出されなければならない。このような仕方によって所与の特殊に関して判断を下す判断力こそが反省的判断力にほかならない。

カントは、『判断力批判』に至ると、規定的判断力によっては包摂しえない個別的で特殊な事例を特に自然美や有機体の現象のうちに見届け、そのような事例の包摂の可能性の問題に関わることこそが「判断力の批判」たる所以であることを認めているのだが、しかし実のところは、そのような事例についての反省的判断は、自然美や有機体に限られるものではなく、上述のように、医師の診断や裁判官の判決もそうであり、いやそれどころか、日常生活において「特定の状況」のもとでそのつど下される判断もまた、厳密に見れば、反省的判断に含めることができるであろう。[9] このように反省的判断力の関わりうる領域は非常に広いのであるが、しかしながらそれどころか、後述するように、単なる対象領域の広さということにとどまらず、反省的判断力の働きは、規定的判断力の関わる認識論的次元の根底において、世界と我々との根源的な関わり方そのものに深く関与する存在論的意義をもつものなのである。

第三節　趣味論における反省的判断力

規定的判断力の方法は、カテゴリーの図式化を通しての直観の総合統一に基づいて認識対象を必然的に規定することであり、カントはそのような対象把握を、認識ないし認識判断と呼ぶ。認識判断という言葉は、カントにおいては、純粋悟性の強制下にある「理論的な認識判断」(§31, V280)のみならず、時として、可能的諸行為が道徳法則の下に包摂されるかどうかを判断する「実践的判断力」(V67ff.)における実践的判断をも意味し、そのためにカントは「実践的な認識判断」(§31, V280)という表現を使うこともある。このことからもわかるように、認識判断とは一般に、「予め与えられた」規定的な概念や法則に従って所与(現象や行為)を規定する判断を意味している。このような判断は、本稿の第一節で述べたように、規定的な概念や法則と所与との関係をアプリオリな可能性として示すことによって可能となる判断であり、所与を、その具体的個別性において捉えるのではなく、抽象化ないし一般化することによって、所与を普遍の単なる一契機としてしまう判断である。しかしながら、このような抽象化による対象や行為の把握は、十分に具体的な対象把握とは言い難い。というのも対象を「経験の特殊な状況」に位置づけながらその個別性・具体性において捉えることこそが、対象把握の根源的な在り方だからである。そしてそのためには、構想力の「隠れた技＝巧み」が常に既に働いていなければならず、また、この技＝巧みは、反省的判断力の「反省作用」においてこそその働きが発揮されるものであることは、前節で述べた通りである。

そこで本節では、この「隠れた技＝巧み」を可能なかぎり顕在化し、それが内容的にどのような技なのか、延いては、規定的判断力の根底に作動している反省的判断力やそこでの反省作用とはどのような働きなのかという問題を、反省的判断力を主題に据える『判断力批判』の第一部に即しながら考察することにしよう。

ところで、反省的判断力の批判を主題とする『判断力批判』が〈反省的判断力批判〉とは名づけられずに、単に

「判断力批判」とだけ表題づけられているのはどうしてなのかと言えば、それは、カントにとって判断力とは、本来、規定的判断力と反省的判断力を含めた判断力一般を意味するというよりも、むしろ、規定的判断力の根底にある反省的判断力のみを意味するものと見なされていたからにほかならない。したがってまた、規定的判断力と反省的判断力は、決して同一の類に属する二種類の並存する判断力なのではなく、[10] 規定的判断力の規定作用は反省的判断力の反省作用に基づいていてこそ可能なのであり、また反省的判断力の反省作用を「人間の魂の深部にある隠れた技＝巧み」(B180)とカントが呼ぶのもこの理由によるのである。

さて、以下の考察についての見通しを予め述べておこう。カントは反省的判断力の働きを闡明するにあたって、理論的認識判断が対象とする自然現象であるとか、前節で言及した医学上の症例や裁判上の事件ではなく、自然の美的現象や有機体を俎上に載せて議論を展開しているのだが、このことから人は、反省的判断力とは自然美や有機体という特定の対象領域にのみ限定された特殊な判断力だと安易に解してしまうかもしれない。しかしながら、前節でも述べたように、反省的判断力の働きの射程はカントが実際に言及していた美や有機体の範囲よりもはるかに広いものである。それどころか、単なる対象領域の拡大という意味での射程の広さは反省的判断力の本来の働きにとっては実は副次的なことであり、より根本的なこととしては、我々と世界との根源的な関わり方そのものが、本質上、規定的判断力の根底に反省的判断力を前提するというような関わり方をしているのだということであり、その意味において、反省的判断力についての考察は、規定的判断力の基礎づけという問題に関わるとともに、このことが同時に、規定という認識論的作用の根底にある反省的判断力の存在論的意義までをも射程に収めるものだということである。[11] このような見通しのもとに、趣味論や芸術論を主題とする『判断力批判』の第一部「美感的判断力の批判」に即しながら、反省的判断力についてのカントの叙述を追跡してゆくことにしたい。その際に、判断力の本来の働きである特殊と普遍の媒介という機能に着目することが肝要であろう。

さて、カントによれば、自然における美的現象という特殊を前にしたとき、その美的な特殊が、悟性ないし理性に予め与えられている規定的普遍（カテゴリーや道徳法則）の下には包摂しえない現象であることに判断力自身が驚き戸惑い、そのために美的現象が判断力にとっては偶然的存在として映じてこざるをえない。言い換えれば、美的現象は、カテゴリーという純粋悟性概念が適用される自然の可能的対象でもなければ、道徳法則という純粋実践理性の原理が適用される可能的行為でもなく、したがってそれを判断可能な対象として同定ないし規定できないということに、判断力自身がたじろぐのである。それというのも、我々人間が対象や行為など世界における諸現象に関わるということは、カントにとってはとりもなおさず、規定的であれ未規定的であれ、或いは述定的であれ前述定的であれ、それら諸現象について何らかの判断を下すこと、つまり所与の特殊を何らかの意味での普遍と媒介するということにほかならないからであり、それゆえ、その特殊を、普遍と媒介せずに判断不可能な純粋偶然のままに放置しておくことは、現象や世界に関わりながら生きている我々人間には不可能であり、そのようなことに人間は耐えられる存在ではないからである。

こうして判断力は、規定的判断を拒むことによって判断力を当惑させるこの美的な特殊を前にして我々がそれに対してどのように関わっているのであろうかという問いを、暗黙にせよないしは未規定的な仕方であるにせよ、自分自身に対して投げかけざるをえなくなるのであるが、このことはまた同時に、規定的判断力の根底にあって「隠れた」仕方で働いているところの判断力の反省作用をそれとして顕在化させることを動機づけることにもなる。つまり判断力自身が特殊と普遍を媒介するという己れの機能にことさら注意を向けるようになるわけである。言い換えれば、規定作用の側面からではなく、むしろ、その根底に潜在的に働いている反省作用の側面から、美的現象に光が当てられることになる。こうして判断力＝反省的判断力は、美的現象という特殊を前にして、自分の機能において、特殊を把捉する能力としての構想力と概念一般の能力としての悟性との新たな包摂関係について、つまり悟性の強制下にある

構想力とは異なる構想力と、カテゴリーの能力としての悟性とは異なるところの悟性(ないし理性)との新たな関係について、反省せざるをえなくなる。反省的判断力は、「与えられている普遍」によっては規定できない特殊に関して、それを包摂しうる普遍とはどのような意味での普遍でなければならないのかを自問しながら「普遍を見出そう」と模索し始める。このように、美的現象とは、カント哲学の体系性の中で、規定的判断力の働きの限界を自覚させるとともにその根底に作動している反省的判断力の活動を動機づけるという点において、独特な意味を担う特殊として位置づけられている。

それでは、美的現象というこの特殊をその固有性に即しながら判断するとはどういうことなのであろうか。またそれはいかにして可能なのであろうか。言い換えれば、この特殊について判断するための普遍、つまりカテゴリーや道徳法則とは異なる普遍とはどのような意味での普遍なのであろうか。またその際の反省的判断力の働きとはどのような働きであり、そこでの特殊と普遍の関係はどのような関係になっているのであろうか。

これらの問題に対して、カントは、周知のように、芸術論に先立って、「美的なものの判定の能力」である「趣味」(§1, V203Anm.)を取り上げ、そこにおける反省的判断力の働きに着目しながら答えている。すなわち、趣味判断は、認識判断のように規定的概念によって客観を規定する判断ではなく、「判断一般の主観的で形式的な条件」としての「[反省的]判断力」に基づく判断であり、しかも、この反省的判断力の使用には、「(直観および直観の多様の合成にとっての)構想力と(このような総括の統一の表象である概念にとっての)悟性」という二つの認識能力の調和的一致が必要である(§35, V287)。趣味判断は一定の概念に基づいた判断ではないことから、趣味判断においては「構想力は概念なしに(ohne Begriff)図式機能をいとなむというまさにその点にこそ構想力の自由が存するのであり、それゆえに、趣味判断は、自由における構想力と合法則性を伴う悟性とが相互に活気づけ合うという単なる感覚に、したがって或る感情に基づかなければならない」(§35, V287)。こうして、趣味における特殊と普遍との包摂関係の在り方は、

構想力と悟性との相互に活気づけ合う諧和という状態にあるのだが、これこそが構想力と悟性の「自由な遊動(freies Spiel)」(§9, V217)という美の判断に特有の感情にほかならない。この関係をカントはまた、「概念の下への直観の包摂ではなく、概念の能力(悟性)の下への直観ないし表示の能力(構想力)の包摂であり、それも自由における構想力が合法則性における悟性と諧和するかぎりにおいてである」(§35, V287)と表現している。[12]

このように趣味判断における特殊と普遍の包摂関係は、認識判断におけるそれのように、特殊が普遍に従属しながらそれに包み込まれるという外延主義的な関係にあるのではなく、特殊に関わる構想力と普遍に関わる悟性とが一方が他方に従属することなく、互いに相手の働きを活気づけ高揚させながらそれでいて調和しあう遊びとして理解されなければならない。趣味における特殊と普遍のこのような関係は確かに「論証」によって論理的に説明されるものではない。一方的な従属関係とか包摂関係ではなく、普遍と特殊が不可分にかつ自由に一致するというこの事態は、特殊の具体性のうちでこそ己れを十全に表現する普遍と、この普遍の単なる質料ないし契機に還元されない多様性と異種性を保持し続ける特殊との間の調和的一致という意味において、いわば具体的普遍と呼べるような事態であろう。趣味判断の「弁証論」によれば、美的対象という特殊は規定的概念に包摂されるのではなく理念的全体としての未規定的概念との関係において判断される。しかもこのような理念的全体は決して「予め与えられる」一定の目的概念ではなく反省的判断力によってそのつど「見出されるべき」普遍である。因みに、このように特殊と普遍の相互浸透ないし相互依存としての趣味判断における特殊と普遍の関係を、「包摂」という外延主義的論理学を連想させる言葉で表現するのは誤解を招きやすいとも言えるであろう。

しかしながら、特殊と普遍、構想力と悟性を媒介する反省的判断力の役割や機能についてのカントの以上のような叙述は、反省的判断力そのものの内実に関して未だ十分に深く立ち入った分析だとは言い難い。例えば、上記での「構想力の自由」とは、構想力が規定的概念の強制下にはないという消極的意味を述べているにすぎず、その自由が

さらにより積極的にはどのような意味での自由なのかという点に関しては趣味論におけるカントの叙述からだけでは明らかではない。また他方、趣味判断において働いている悟性に関しても、規定的概念に関わるのではない「合法則性を伴った悟性」として説明されているだけであり、それがより積極的にはどのような意味の悟性なのかについても趣味論においては不鮮明である。それゆえにまた、構想力と悟性との相互に活気づけ合う調和的関係についても、その内容を趣味論の範囲だけから窺い知ろうとしても困難であろう。この意味において、趣味論においては、反省的判断力のより積極的な働きについては未だ十分に展開されているとは言い難いであろう。

筆者の見るところ、これらの疑問に対して、カントは、芸術論およびそこでの天才論に至って初めてより詳細な仕方で答えていると思われる。カントは芸術論において、反省的判断力の働きを、趣味論のうちには見られないような、より先鋭的な仕方で際立たせているからである。そこで次節では彼の芸術論を検討することによって、反省的判断力における構想力と悟性との関係の固有性、つまりは反省的判断力の固有性を、より詳しく解明してみることにしよう。

第四節　趣味論から芸術論へ

カントによれば、趣味とは「単に一つの判定能力(Beurteilungsvermögen)であるにすぎず、[天才におけるような]一つの生産的能力(produktives Vermögen)ではない」(§48, V313)。その点において、趣味と天才はともに美に関わる能力であるとは言え、確かに両者は明確に区別されうる。しかしながらその一方で、天才の能力についてのカント自身の叙述の展開をつぶさに辿ってみると、趣味と天才との間には、反省的判断力の働きという点に関して、差異よりも、むしろ、共通性を見て取ることができる。カントが、趣味における構想力と悟性の関係を、天才の芸術産出における構想力と悟性の関係と不可分なものだと認めているのは、とりもなおさず、両者の根底に反省的判断力の共通の

働きを見届けているからにほかならない。

「心の諸力が(或る関係において)合一して天才を構成するのだが、その心の諸力とは構想力と悟性である」(§49, V316)。但しその際に働く構想力とは、対象の客観的認識において働く構想力ではない。というのも、認識のための構想力は悟性の規定的概念に強制されそれに従属しているからであるが、それに対して天才における構想力は、「美感的意図における」「自由な」構想力であり、規定的概念の限定性を越えて、「内容豊富な未発展の素材を悟性のために提供する」(§49, V316f.)。「或る概念の根底に構想力の表象が置かれるのだが、この構想力の表象というものは、概念の描出に必要ではあるが、それ自身としては或る規定的概念には決して総括されえないほど多くのことを思考する誘因となり、したがって概念自身を美感的に無際限に拡張するのであり、そしてその場合に構想力は、創造的(schöpferisch)となり知性的諸理念の能力(理性)を活動せしめる。つまり、構想力は、或る表象を誘因として、……その表象のうちで把捉され明瞭化されうるよりもより多くのことを思考するように知性的諸理念の能力(理性)を活動せしめるのである」(§49, V314f.)。したがってまた、天才における悟性とは、構想力を強制して己れに従属させるのではなく、構想力の与える素材を、「認識のために客観的に適用するというよりもむしろ諸認識能力を活気づけるために主観的に・・・適用する」(§49, V317)ことによって構想力の自由をより一層活発化させるものである。「天才が己れを示すのは、規定的概念の描出のために前提される目的を遂行する場合ではなく、むしろその意図にとって豊富な素材を含んでいる美感的諸理念(ästhetische Ideen)を開陳し表現する場合である。かくして諸規則のすべての教導から自由である構想力は、それにもかかわらず所与の概念の描出にとっては合目的と表象される。……構想力と悟性の法則性との自由な一致における、巧まざる・無意図的な・主観的合目的性は、これら両能力のこのような均衡と調和を前提にしている」(§49, V317f.)。

このように、構想力と悟性の相互に活気づけ合う自由な調和を前提にしているという点において、天才は、趣味と

共通している。確かに、趣味は自然美という自然の技巧に関する判定能力であり、他方、天才は芸術美の産出に関わる技術であるという点において両者は異なるにしても、すなわち、趣味は、既に与えられている対象の判定において構想力と悟性の調和を前提するのに対して、天才は、構想力の与える豊富な素材を悟性の合法則性と適合させることによって或る産物を産出するために構想力と悟性の調和を前提するという点では異なるにしても、しかしながら両者はともに〈構想力と悟性の調和を前提する〉のである。そしてこのことはまた、構想力と悟性という二つの能力を媒介する反省的判断力の働き方という点での趣味と天才の類似性にほかならない。

ところでまたこのことからも予想されるように、カントは、天才を趣味に、或いは芸術美の産出を自然美の判定にことさら優位させようとする闇雲な天才賛美論者でもなければ、美に関しての芸術至上主義者でもない。というのも、カントによれば、「美的芸術には、構想力、悟性、精神、趣味が必要であるにちがいなく」、しかも「前三者［構想力・悟性・精神］は趣味によって初めて合一される」（§50, V320およびV320Anm.）からである。なおここでの「精神」とは、「諸理念に表現を与える才能」（§49, V313）或いは「心の中での活気づける原理」（§49, V313）としての天才の才能を意味することからすれば、天才的精神も、構想力と悟性とともに、それらが趣味において「合一」されていなければならないからである。「趣味は、判断力一般と同様に、天才の訓練（ないし訓育）であり、天才の翼を切断してそれを躾けたり洗練したりするものである」（§50, V319）。趣味を欠く天才の産物は無軌道的な単なる自由奔放に陥り、そのためにその産物は普遍的な伝達可能性を欠くことになり、したがってまた、「模範（Muster）」（§46, V308）となることもなくなってしまう。「天才は一定の規則も与えられないものを産出する才能である」が、「独創的であってもくだらないものもありうるので、天才の産物は同時に模範、すなわち範例的（exemplarisch）でなければならない」（§46, V307f.）。芸術家は、自分の美的芸術の産物に、普遍的伝達可能なものとしての「形式」（§48, V312）（これはまた自然美における「形式」でもあろうが）を与えるために、どうしても趣味を必要とする。そのために、芸術家は、

己れの天才を、実例によって訓練・是正する苦労をし、また芸術家は、趣味を、己れの作品の手がかりとしなければならないのである。或る産物で趣味と天才が争ったら趣味を欠く天才を、つまり無軌道な構想力の自由を犠牲にすべきだ、とさえカントは語っている(§50, V319f.)。

かくしてカントの芸術論においては、第一に、自然美の判定能力としての趣味が、美的芸術においてさえ、その基礎に置かれており、それゆえ、第二に、カントの芸術論は、天才芸術論というよりも、天才の自由奔放さを趣味によって制御する点に力点が置かれていることからすれば、むしろ、趣味芸術論とでも呼んだ方が適切かもしれない。[13]

第五節　芸術論における反省的判断力

以上のように、カントの芸術論が趣味論を重要な契機として含んでおり、それゆえにまた芸術論と趣味論の間に反省的判断力の働きの共通性を看取することができたわけであるが、しかしながら、他方では、カントは、芸術論において、趣味論の叙述だけからは容易に洞察しがたいような、反省的判断力のさらなる特有性をも鋭く指摘している。それゆえ本節では、カントの芸術論をより詳しく吟味することによって、芸術創作のうちに看取されうる反省的判断力の固有性を際立たせてみることにしよう。因みに、このことがまた、後述するように、カントの超越論的哲学の新たな可能性を開く手がかりにもなってくるのである。

カントによれば、芸術とは、「或る物の美しい表示(Vorstellung)である」(§48, V311)が、芸術においてこのように或る物を美しく表示するとは、「本来、単に或る概念の描出(Darstellung)の仕方にすぎない」(§48, V312)。つまり芸術は、物そのものをただ単に直接的に模写する技術ではなくして「概念の描出」の技術なのであるが、その際「概念の描出」とは言っても、それは、純粋悟性概念(カテゴリー)の図式のように、概念を直接的に表示する(§59, V352)のではなく、むしろ、概念を、間接的に表示する技術なのである。「芸術は、自然の中の醜く不快なものを美しく描写

する点においてその卓越性を示す。有害なものとしての、狂暴、病気、戦禍などが美しく［言葉で］描写され、さらには、絵画においてさえ、表示される。……彫刻もまた、己れの造形物によって、醜い対象を直接に表示することを避け、その代わりに、意に適うと思われる寓話（Allegorie）や持物（Attribut）を通して、したがって、理性の解釈（Auslegung der Vernunft）を媒介にして単に間接的に、しかも単なる美感的判断力のためにではなく、例えば、死を（美しい守護霊において）、戦闘精神を（軍神マルスにおいて）、表示することができた」（§48, V312）。芸術とは、自然や現実社会そのものを直接的に模写するのではなく、言葉、絵画、彫刻などの表現手段を通して、自然や社会の概念（死や戦闘精神といった概念）を、「理性の解釈」を施すことによって「間接的に」しかも「美しく」表示する技術なのである。芸術においては、表示されるものと表示するものの関係は直接的な関係でもなければ模写的関係でもなく、いやむしろそれどころか、表示されるものと表示するものの間に直接的な類似性がない場合にこそ、芸術家は反省的判断力に裏づけられた己れの「理性の解釈」に基づいて両者の間に「類比的法則」（§49, V314）を新たに「発見し」、そしてその「発見」を通して表示されるものを表現にもたらすのである。しかもこのような類比の法則の発見という「理性の解釈」のうちにこそ、言い換えれば表示されるものと表示するものについての反省のうちにこそ、芸術家の天才に固有の反省的判断力の反省作用が顕著な仕方であらわれてくるのである。反省的判断力とは、普遍と特殊の間に直接的な類似関係がない場合に、「理性の解釈」を通して両者の間に類比的関係を「発見し」、そうすることによって特殊と普遍を媒介する発見的ないし創造的な能力だと言えるであろう。

しかしながらもちろん、表示されるものと表示するものの間に類比的関係を発見しそれによって表示されるものを間接的に表示するということだけであるならば、このこと自体は、必ずしも芸術に固有の反省的判断力の働きだとは言えないかもしれない。というのも、『判断力批判』第59節の象徴論におけるカントの例示にあるように、専制君主国家の概念（表示されるもの）を手挽き臼（表示するもの）によって間接的に表示ないし象徴化する場合（§59, V352）など

は、芸術家に固有の表示の仕方とは言えないからである。つまり表示されるものと表示するものの間に直接的な類似関係がない場合にその両者のそれぞれについての反省を通して両者の間に間接的な類比関係を発見するということは、天才にかぎらず、例えば隠喩という仕方でしばしば見出される反省的判断力の働きだと言えるからである。[14]

それでは、「理性の解釈」を介した芸術に固有な間接的表示というものがあるとするならば、それをどのような点に認めることができるのであろうか。言い換えれば、「天才の技術」としての芸術とは、反省的判断力のどのような技＝巧みなのであろうか。

天才における構想力の生産性ないし創造性は、もちろん決して無からの創造などではなく、あくまでも現実が与える素材に依存せざるをえないのであるが、しかし芸術は、所与の素材に盲従することなく、むしろその素材を一つの誘因として、既存の経験の新たな秩序づけを行う。つまり天才は自ら「規則を与える」(§46, V307)という仕方で規則を創造することによって、所与の素材なり概念なりを「変形し(umbilden)」(§49, V314)ながら表示するところにその天才性を発揮する。天才は、単に醜いものを美しく表示するだけではなく、いやむしろ、美しく表示することが単なる形式的美の表示に陥る場合には逆に美しくない仕方で表示することに訴えてさえも、日常の経験を「変形」し、多くのことをより深く思考させることの方が天才にとっては重要なことなのである。このことはカントが「美感的理念」に言及しながら天才について論じるときにより一層明確になる。「われわれは、経験があまりにも日常的となるときには、構想力と戯れ、また多分そのような「日常的」経験を変形さえもする。その変形は確かに常に類比の法則に従って行われるのではあるが、しかしそれでも、一層高く、理性のうちにある諸原理に従って行われるのである」(§49, V314)。

カントは、このような天才的構想力による日常的経験の変形の仕方に次の二通りの仕方を区別する。一方は、死や戦闘精神、さらには例えば、嫉妬、背徳、愛、名誉などのように、その実例を経験内に見出せるものを、すなわち経

験的概念を、「構想力を介して、経験の制限を越え出て、自然のうちにその実例を見出せないほどの完璧さ(Vollständigkeit)でもって、感性化する」(§49, V314)場合であり、他方は、極楽浄土、地獄、永遠性、天地創造などのように、経験のうちにはその実例が見出しえない理性諸概念に関して、それらを、構想力を働かせて感性化するという場合である。天才による経験の二通りの「変形」の仕方に共通することとしては、直観的な実例が対応する経験的概念だけでも或いは直観が対応しない理性概念だけでもなく、反省的判断力が経験的概念と理性概念との双方を反省しながらそれら両概念の間に類比を発見するということである。つまり、芸術における天才とは、経験的日常性に埋没するのでもなければ、経験的日常性とは別の超経験的世界へと飛翔してしまうのでもなく、むしろ経験世界と理性的世界という両世界の間に緊張を維持しつづける才能のことだと言えよう。

ところで、このような天才の営みを可能にするものこそが「美感的理念(ästhetische Ideen)」(§49, V314)にほかならない。美感的理念という言葉は、『純粋理性批判』におけるカントの認識論的体系性に照らしてみると、全く不可解な術語と言わざるをえない。というのも、『純粋理性批判』に定位するかぎり、理念と言えば、理性概念を措いてほかにはなく、しかも、理性概念にはいかなる感性的直観も対応しえず、したがって理性概念は決して「美感的」ではありえないはずだからであり、他方、「美感的」とは、概念や理性理念とは異なり感性的領域にその位置を占める言葉だからである。つまり、『純粋理性批判』の用語法を踏まえるかぎり、「美感的理念」という言葉は明らかに形容矛盾なのである。しかしながら実は、『判断力批判』が、このような術語を導入することによって芸術論や天才論を展開しているということのうちにこそ、カントの芸術論が、延いては彼の判断力論が、『純粋理性批判』「分析論」で打ち立てられた超越論的哲学の体系性の枠内に踏みとどまることなく、その根底に常に既に潜在的に作動している反省的判断力に関わる超越論的哲学の新たな可能性を改めて開示しようとしているということが暗示されている。美感的理念という術語は、芸術という視点から、感性の領域と理性の領域とを、すなわち経験界と理性的世界とを架橋しよ

うとするものなのである。死や戦闘精神のような経験的概念をその完璧性において感性化する場合であれ、或いは、極楽浄土や地獄などの理性理念を感性化する場合であれ、それらの感性化は、その根底に、美感的理念という生産的で創造的な構想力の表象を置くことによってこそ可能になるのである。

美感的理念という、形容矛盾するかのような芸術の原理は、一方では、理念として、経験の習慣的な規定性や日常的な惰性を打ち破りそれを変形し、完璧性や理性概念へ向けて経験の全体性そのものを問い返そうと促すものであり、しかしながら同時に、他方でそれは、美感的表象として、経験の限界や全体性へのそのような問いかけが決して経験界からの離反となることなく、却って、完璧性や理性概念といった超経験的なものを反省的判断力による感性的象徴化という仕方で我々人間に近づかせ、そうしてあくまでも経験の地平に踏み留まらせている。換言すれば、経験の限界や全体性を揺さぶろうとする美感的理念の努力は、経験の秘め隠された背後や経験を超越した形而上学的高みへと連れ出すことでは決してなく、逆に、理念の感性的描出という芸術固有の感性化の方法を用いることによって、経験という地盤への更新された還帰を果たす。経験の限界内に踏み留まりながら経験界をカテゴリーに従って一定の視点から規定的に認識しようとする悟性の認識論的な営みの根底にあるところの、美感的理念に基づく芸術の営みは、経験の限界への問いかけが同時に経験へのより豊かな創造的還帰となるような営みであり、こうして、経験をその全体性ないし根源性からより一層人間に接近させる営みなのである。

第六節　反省的判断力と超越論的哲学

趣味論および芸術論における反省的判断力の在り方についての前節までの考察を踏まえながら、本節では、反省的判断力がカントの超越論的哲学においてもつ意義について改めて考察し、それによって超越論的哲学の新たな可能性を開示するとともに、超越論的哲学の認識論的側面の根底に存する存在論的意義を明らかにすることにしよう。

本稿第三節では、美的現象を前にして反省的判断力の働き出す機制がどのようになっているのかについて述べた。[15] それによれば、美的現象とは、既に与えられている普遍としての規定的な概念や法則によっては規定されえない特殊として、規定的判断力にとっては偶然的な存在と映じ、そのために、そのような特殊に直面して判断力は、戸惑いながらもその特殊との新たな包摂関係を築くために特殊と普遍の媒介に際しての己れの反省作用にことさら注目するようになり、こうして反省的判断力の活動が動機づけられることになるのである。確かに、規定的判断力と反省的判断力の間の基礎づけ関係を問題にするとき、所与の特殊を前にして果たしてどちらの判断力が根源的な働きなのか、またどちらが初めに働き出すのかという問題が、つまり、規定的判断力と反省的判断力の発生的および論理的な先後関係という問題が、重要な問題として生じてくるかもしれない。

しかも、この問題に関しては、カントの三批判書の叙述の順序や、理論的判断と実践的判断が『判断力批判』に先立ってそれぞれ独立した著書において主題的に論じられているという事実から推断して、恐らくや一般的には、先ず規定的判断力が働きだし、次にそれによっては包摂できない特殊に対しては反省的判断力が初めて働き出すのだというように解釈しがちになるのではなかろうか。つまり三批判書の順序および理論哲学と実践哲学の相互の自立性を論拠にして、先ず眼前の特殊に関してそれを規定的普遍の下に包摂しようとして規定的判断力が働き、次に、それが規定的判断力によっては包摂できない特殊だということに気づいたときに初めて、反省的判断力が働き出すというように、事態を理解しようとするのではなかろうか。

しかしながら、カント自身が三批判書の最初の二著において規定的判断力を主題的かつ顕在的に取り上げたからといって、このことが直ちに、事柄そのものに即して見た場合にも、彼自身が、発生的にもまた権利上も、規定的判断力が反省的判断力に先立つ判断力だと考えていたかどうかということは、実は、改めて問われるべき重要な問題であろう。というのもこの問題は、単に特殊を前にしての両判断力の働き出す発生的な先後関係という問題としてばかり

ではなく、さらに、より根本的には、カントの超越論的哲学にとっての両判断力の基礎づけ関係という問題に、つまりカントの超越論的哲学の基本的在り方の問題に関わってくるからである。別言すれば、この問題は、理論的であれ実践的であれ美感的であれ或いは目的論的であれ、そもそも判断一般というものの根源的在り方についての問いを、すなわち、人間と世界との根元的関わり方への問いを、己れの本来の課題とする超越論的哲学にとって、その根本性格を左右しうるほどの問題だからである。

それではこの問題に対してカントはどのように考えていたのであろうか。

所与の特殊を前にした場合、予め既に持ち合わせている概念なり規則なりに基づいて当の現象を判断しようとするのは当然のことであり、そしてその概念によっては当の特殊を包摂できない場合に初めて、その特殊を包摂すべき新たな「普遍を見出す」ことに努め、そうして判断を下そうとするのが、我々の判断の在り方だと一般的には言えるかもしれない。このように考えてくると、問題は、そもそも我々が予め持ち合わせている概念なり規則なりとはどのような意味での普遍なのかということになるのだが、この問題に対して、直ちに思い浮かぶ普遍とは、『純粋理性批判』における判断論でのカテゴリー、つまり図式化されたカテゴリーであり、また、『実践理性批判』における判断論(範型論)での道徳法則、より正確には道徳法則の範型としての自然法則であろう。このことから人は、所与の特殊を前にして、先ず純粋悟性なり純粋実践理性なりに具わる普遍に基づいて規定的判断力が働き出し、そしてそのような普遍によっては包摂できない場合にのみことさら「未規定的普遍を見出そうとして」反省的判断力が働くのだというように憶断したくなるかもしれない。というのも、批判哲学において我々が顕在的に持ち合わせているのは、自然現象に対してはカテゴリーであり、行為に関しては道徳法則だからである。こうして、規定的判断力が発生的にも権利上も反省的判断力に先立つのだという解釈は、もし我々が予め持ち合わせている概念がもっぱら規定的概念だけだとするならば、事柄そのものに即しても正しい解釈だということになるかもしれない。

しかしながら、たとえその客観的実在性が演繹された普遍がカテゴリーや道徳法則だけだとしても、我々が予め持ち合わせている普遍のすべてが、規定的判断力を導く規定的な概念なり法則なりだけなのかどうかは、決して決定済みの事柄などではないということに注意する必要がある。『判断力批判』以前に、カントが『純粋理性批判』と『実践理性批判』において規定的な概念や法則を議論の俎上に載せていることと、我々が予め持ち合わせている概念が規定的概念のみだと主張することとは、別の事柄であり、これら二つの事柄の混同はカントの判断力論を根本的に誤解する原因となろう。というのも、前節までの議論を考慮に入れるかぎり、事態はむしろ逆だと言えるからである。すなわち、規定的判断力も判断力であるかぎりは、つまり特殊と普遍を媒介する能力であるかぎりは、「人間の魂の深部にある隠れた技＝巧み」としての反省的判断力を前提にしなければならないのであり、そしてそうであるならばまた、我々が予め持ち合わせている概念が規定的判断力の依拠する規定的概念だけだということも成り立たなくなる。つまり反省的判断力が規定的判断力の根底に働く判断力だということは、我々が予め持ち合わせている概念が規定的概念だけなのではなく、むしろその根底には反省的判断力の未規定的で統制的な概念が働いているということを意味するのである。

カントが『純粋理性批判』や『実践理性批判』において主題的かつ顕在的に論じたのが理論的判断および実践的判断であるからといって、規定的判断力が、発生的にも権利上も反省的判断力に先立っているというわけではないのである。それどころか、未規定的な普遍が常に既に、非主題的・前述定的・潜在的な仕方で規定的普遍を統制しながら作動しているからこそ、『純粋理性批判』「分析論」や『実践理性批判』においてカントは規定的な理論的判断や実践的判断をことさら主題化して論じることができたのである。『純粋理性批判』「図式論」での判断論や『実践理性批判』「範型論」での判断論は、規定的判断力の根底に常に既に「隠れた」仕方で作動している反省的判断力を予め既に前提にしたうえでの議論なのである。この意味において、カントの超越論的哲学にあっては、三批判書の叙述の順序と、

両判断力の発生的および論理的な基礎づけ関係は決してパラレルなものではなく、むしろ、逆の関係になっていると言えよう。

次に、反省的判断力と規定的判断力の基礎づけ関係についての以上の内容を、より具体的な事例に即しながら考察してみよう。

例えば、カントが規定的判断力における図式化との対比で取り上げているところの、反省的判断力による概念の象徴化という方法を例にとってみよう。既述のように、カントは『判断力批判』第59節で、唯一の絶対意志によって統治されている専制君主国家という概念を、手挽き臼(自動製粉機)という直観的対象によって象徴化する例を挙げている。つまり、この両者の間には確かに直接的には何らの類似性もないのだが、反省的判断力は、この両者のそれぞれについての反省を通して両者の間に機械的な因果関係という共通の規則を発見し、それら規則の類比性に基づいて直観的には表示しがたい専制君主国家という概念を、手挽き臼という直観的対象によって象徴化できるのだというわけである。ところで、このように、専制君主国家という概念を、図式的に感性化するのではなく、直接的な類似性をもたない手挽き臼によって象徴的に感性化することがどのようなことを意味するのかと言えば、それは、専制君主国家という概念についての通常の慣用的な意味理解をずらし、この概念に新たな相貌を現出せしめるということにほかならない。しかも、反省的判断力によるこの象徴化の方法に関して留意すべきは、君主国家の象徴になりうる直観的対象は、必ずしも手挽き臼という対象に限定される必要はなく、それ以外のさまざまな直観的対象を、専制君主国家の象徴として選択することも可能だということである。この点において、反省的判断力による概念の象徴化は、象徴としての直観的対象の選択において自由の余地を残していると言えよう。そしてこの自由とはまた、本稿第三節の趣味論や第五節の芸術論で述べたように、反省的判断力において働く構想力の自由のことにほかならない。つまり象徴化において働く構想力は、規定的判断力における構想力のように、悟性概念に従属し一定の方向付けを強制されるもの

ではないがゆえに、専制君主国家を、手挽き臼に限らずそのほかの直観的対象によっても象徴化する自由をもつのである。言い換えれば、象徴化は反省的判断力の創意工夫に委ねられていると言えよう。しかも、さらに重要なことは、反省的判断力において働く構想力が、このようにさまざまな直観的対象を専制君主国家という概念の象徴として選択しうる自由ないし独創性を有しながらも、手挽き臼という或る特定の直観的対象を構想してそれを当の概念の象徴として選択することによって、手挽き臼とそれ以外の潜在的に可能な諸象徴との間に、緊張関係が生じているということであり、そしてそのことが、反省的判断力の象徴化という方法に対してより一層の力動性や生動性さらには多産性を与えていることにもなるということである。

反省的判断力の象徴化におけるこのような力動性や多産性とは対照的に、図式化に際しての規定的判断力と直観的対象との関わり方は、規定的判断力が対象についての客観的普遍妥当的認識のみを目指すことに制約されることによって、概念の適用される直観的対象に対する発見の自由を全くもつことがなく、それどころか、既に与えられているカテゴリーという一定の視点の下に包摂されるかぎりでの対象しか直観の対象としては認めなくなってしまう。つまり、規定的判断力による概念の図式化という感性化の方法は、普遍と特殊の関係を一義的な関係と見なしてその関係の多様性や独創性を予め封じ込め、そうすることによって、客観的で普遍妥当な判断を可能ならしめようとする抽象的な方法だと言えるであろう。

象徴化と図式化とのこのような相異を踏まえることによって、規定的判断力と反省的判断力の間の基礎づけ関係に関しては次のように言えるであろう。すなわち、規定的判断力におけるカテゴリーの図式化という一定の視点からの特殊の包摂とは、概念の感性化として反省的判断力の反省作用が有するところの多産的で多面的な視点のうち、単なる一つの視点、つまり、客観的に普遍妥当な認識という特定の視点からの包摂にほかならないということである。規定的判断力による判断とは、反省的判断力に基づく象徴化の方法がもつさまざまな視点からの判断の可能性を根源的

な背景として宿しているにもかかわらず、その可能性ないし自由をことさら封殺し、認識の客観性という特定の視点からなされた判断だということである。そしてこのことはまた、規定的判断力による図式化とは、反省的判断力の象徴化の働きが本来もっているさまざまな視点の間のせめぎ合いや緊張関係からくる具体的な力動性・生動性を抽象化することによって抹殺し、単一の視点から対象を判断することによって、生動性の色褪せた判断の形成に関わるものだということを意味する。

所与の特殊を「経験の特殊な状況」において「理性の解釈」を通して「理解」するという反省的判断力の働きこそが、特殊に関わる我々の判断の根源的な在り方であり、そのような根源性を、カントは、反省的判断力の働きのうちに見届け、それを「人間の魂の深部にある隠れた技＝巧み」と呼んだのである。それに対して規定的判断力とは、このような「技＝巧み」が色褪せて、カテゴリーという「規定的」概念の下で、一定の仕方でしか対象を捉えることができなくなった判断力にほかならない。(16)

規定的判断力と反省的判断力の基礎づけ関係を以上のように理解するとき、美的現象という偶然的存在に出くわすときの我々の動揺ないしたじろぎの意味が、別の様相を呈することに気づくであろう。つまり、美的現象や偶然的なものでの我々の動揺・たじろぎは、決して規定的判断力によって包摂されない特殊に出くわしたことに対する驚きだけなのではない。なぜならば、もしそうであるならば、特殊に対して先ず規定的判断力が働き出し次にそれによっては規定しえないことに気づいた後に、反省的判断力が働き出すという順序で、両判断力の関係を捉えてしまうことになるからである。美的現象を前にしての動揺とは、本来決してそのようなものに尽きるのではなく、むしろ、規定的判断力の根底には『純粋理性批判』や『実践理性批判』では顕在的には論じられなかった「隠れた技」としての反省的判断力の巧みが、常に既に働いていたのだということに、今更ながら改めて自覚させられることに対する驚きなの

である。規定的判断力の根底に常に既に反省的判断力が働いているのであるが、それにもかかわらず、そのことにことさら注目することなく(というのもそれは「魂の深部の隠れた技＝巧み」だから)、我々は規定的判断力こそが世界を認識する客観的な真なる認識の仕方であるという臆断――そしてこの臆断は数学的自然科学的認識を基礎づけることが哲学の根本的課題なのだという近世の認識論中心の哲学とも結びついているのであるが、そのような臆断――を抱き続けていたことに気づいたことの驚きなのである。この驚きこそが、美的現象や芸術美を前にしたときの我々の動揺の本来の意味であろう。そしてまた、美的現象について下す趣味判断や、芸術作品の制作における天才の技術についてのカントの叙述は、以上のことを我々に開示するとともに再確認させてくれるものなのである。

『純粋理性批判』の「図式論」でも既に気づかれてはいながらもしかし「それをあからさまにするのは困難だ」(B181)として保留されていた反省的判断力の「隠れた技＝巧み」が、『判断力批判』において「あからさまに」主題化されるに及んで、カントの超越論的哲学の帰趨がどこに存するのかということも了解しうるようになる。つまり、規定的判断力に媒介される特殊と普遍との関係(認識判断)の可能性の根拠を問うという、従来の『純粋理性批判』中心の、いやより正確に言えば、『純粋理性批判』「分析論」中心の、超越論的哲学の在り方の根底には、反省的判断力に媒介される特殊と普遍との関係(趣味判断や芸術制作)の可能性を問う超越論的哲学の在り方が先在しているということに、『判断力批判』において改めて気づかせられることによって、超越論的哲学の新たな可能性を再確認することができるであろう。

『判断力批判』が開示したこのような意味での超越論的哲学は、客観的認識としての経験についてその可能性の条件を問うという認識論的問題設定のもとで展開される超越論的哲学ではなく、自然の存在の偶然性や特殊性に晒されながらも、未規定的普遍の発見によってその偶然的存在を媒介しようとする反省的判断力に関わる超越論的哲学であり、またそれとともに、存在を認識に還元してしまうのではなく、むしろ存在の偶然性を未規定的で統制的な概念に

基づきつつ偶然性のままに判断しようという、優れて存在論的問題設定のもとで展開される超越論的哲学だとも言えるであろう。カントの超越論的哲学とは、特殊な偶然的存在を規定的概念の下に包摂することによって、特殊を、経験の必然的な連関に組み入れようとすることにその本来の狙いがあるのではなく、偶然的な存在の包摂が決して規定的に判断されることがなくあくまでも未完結的にとどまるとしてもそれでもなおかつその包摂の運動を不断に続けようとする反省的判断力の「隠れた技＝巧み」を、可能な限り顕在化しようとする哲学なのであり、またこの意味においてカントの超越論的哲学とは、体系としての完結性をあくまでも拒み続ける開かれた哲学だとも言えるであろう。

註

カントの著作からの引用箇所は、アカデミー版カント全集の巻数（ローマ数字）と頁数（アラビア数字）によって本文中に示す。但し、『判断力批判』からの引用に限っては節の番号をも添えてある。また『純粋理性批判』からの引用は、慣例に従い、第一版をA、第二版をBとしてその頁数を記す。なお、引用文中の傍点および［　］内の補足は、筆者によるものである。

（1）「概念の適用」、「手続きないし方法としての図式」、「構想力の働き」というこれら三種の表現はもちろん別々の事態を意味するのではなく、同一の事態の異なった表現であることはことさら説明するまでもないことであろう。

（2）象徴化の働きはカントにおいては、規定的判断力ではなく反省的判断力に関わることである。この点については次の拙稿を参照されたい。

円谷裕二、「図式・象徴・美感的理念――カントにおける概念の感性化の理論――」、哲学会編『哲学雑誌』第一〇四巻第七七六号、一九八九

（3）この点についてはまた、次の拙稿を参照されたい。

円谷裕二、「共通感覚と超越論的哲学」、『現代カント研究2―批判的形而上学とはなにか』所収、晃洋書房、1997

（4）規定的判断力と反省的判断力との基礎づけ関係や、規定的判断力から反省的判断力への移り行きについては、例えば、ドゥルーズやガダマーのカント解釈を参照されたい。

G.Deleuze, *La philosophie critique de Kant*, PUF, 1963, pp.84ff.
H.-G.Gadamer, *Wahrheit und Methode*, 4.Aufl., 1975, S.36

(5) 判断力(judicium)についての概念史的考察については、例えば、次を参照。
H.-G.Gadamer, *op.cit.*, S.27ff.

(6) 診断に誤診がつきものであるのもこの理由による。なお、医師の診断の例については、次を参照。G.Deleuze, *op.cit.*, p.86

(7) ガダマーは裁判での判決が単に当該事例(事件)についての反省的判断であるのみならず、その判決自身がそれ以後の判決のための模範つまり判例となることによって、或る特殊な事件についての特定の判決が同時に法全体を絶えず補完してゆくという生産性をもつことを指摘している。Vgl.H.-G.Gadamer, *op.cit.*, S.35。なお反省的判断力のもつ創造的側面が顕著に現れるのはカントにあっては彼の芸術論や天才論においてである。この点については後述の第五節を参照。

(8) 実を言えば、規定的判断力と反省的判断力を截然と区別することなどは不可能であり、その区別を前提とした議論は誤解を招きやすい。なぜならば、本文で繰り返し述べたように、規定的な判断を下すときにもその根底には反省的判断力が働いているからである。例えば、行為の或る格律が普遍的だと「判断する」とはどういうことかと言えば、それは、当の格律が直接的に普遍的判断であることを意味するわけではなく、格律が普遍的判断になりうると「判断する」ことにほかならない。したがって、たとえ、カントが既に与えられている普遍としての道徳法則の下に格律を包摂することによって実践的判断が成立するかのようにしばしば語り、それによって実践的判断というのものを規定的判断の一種と見なしているとしても、そもそも判断を下すということが、格律という個別的なものと道徳法則という普遍との関係に関わることであるかぎり、実践的判断は、反省的判断力なくしては成立しえないと言えるであろう。実践的判断とは構成される普遍的判断ではなく、統制される個別的普遍ないし普遍的個別に関わる判断だからである。

(9) カントがカテゴリーによって「規定」されると見なしている自然の客観的現象でさえも、実のところ、それを、特定の具体的状況での特定の現象と見なすかぎりは、反省的判断力の関わる実例と見なしうるのであるが、この点については、次の拙稿を参照されたい。
円谷裕二、「自然の存在論的偶然性――カントの『判断力批判』における自然理解を手がかりに――」、九州大学文学部紀要『哲學年報』第五七輯、一九九八、第二節

（10） Vgl. G. Deleuze, *op. cit.*, p. 87

（11） カントによれば、反省的判断力は、悟性にとっての自然概念の領域（Gebiet）や実践理性にとっての自由概念の領域のように、法則定立が可能な固有の領域をもっているわけではない。むしろ固有の対象領域をもたずに、悟性能力と理性能力の間の「移行（Übergang）」によって、自然の領域と自由の領域の間の「見渡しがたい深淵」を架橋することに反省的判断力の本来の役割が存する（Einl. II, V 175f.）。

リオタールによれば、この「移行」が予め規則に先立ってなされているがゆえにこそ、自然概念の領域と自由概念の領域の間の境界設定もまた初めて可能になるのであり、その意味では、感性界と超感性界というカント的二元論は反省的判断力のこの「移行」を常に既に前提していることになる（J.-F. Lyotard, *L'Enthousiasme --- La critique kantienne de l'histoire*, 1986, pp. 27-28）。なおこの点については下記の註（16）を参照。

また、周知のように、ハンナ・アーレントは、『カント政治哲学講義』（*Lectures on Kant's Political Philosophy*）において趣味判断に関する反省的判断力についてのカントの議論を、政治的判断についての議論へと拡大深化させて解釈している。しかしながら、もしアーレントの議論が単に趣味の領域から政治の領域への反省的判断力の対象領域の拡大だけを意図したものであるとするならば、それは未だ反省的判断力の存在論的意義にまで十分には至っていないと言うべきであろう。もっともこの点についてはアーレントに即した独自の研究が必要であり速断は慎むべきなので、目下のところはアーレントのカント解釈の孕む発展性を暗示するにとどめておこう。

（12） 趣味判断の構造や生成過程についての詳細な内容については、次の拙稿を参照。
円谷裕二、「趣味判断の生成と構造」、駒沢大学文学部『文化』第一二号、一九八九

（13） この点からすれば、カントの芸術論と、カント以後のロマン主義やショーペンハウアーの天才芸術論との間には一線を画することができるであろう。カントは、確かに芸術における天才の意義を十分に認めてはいるものの、しかし芸術と趣味との調和を強調しているところからすれば、単なる天才芸術論者ではない。カントにとって、天才の創造的自由が発揮される場である構想力は、合法則性の能力としての悟性との相互に活気づけ合う関係に置かれているのである。

（14） カントの象徴論についての詳細は次の拙稿の第二節を参照されたい。
円谷裕二、「図式・象徴・美感的理念―カントにおける概念の感性化の理論―」、哲学会編『哲学雑誌』第一〇四巻第七七六号、

一九八九

(15) 本稿十五頁

(16) カントは判断力を特殊と普遍を媒介する能力と定義するが、この定義を別の観点から一般的かつ包括的に表現すれば、リオタールの指摘にあるように、諸能力間の「移行」の能力として定義することができるであろう。Vgl. Lyotard, *op. cit.*, p. 26ff.。つまり判断力とは、特定の能力、例えば純粋悟性であるとか純粋実践理性のような特定の能力の規定的活動それ自身に関わるのではなく、異なる能力間の、つまりは異なる対象領域間の、「移行」を可能ならしめる能力だと言えるであろう。しかもこの意味での反省的判断力の働きは、カント哲学の重要な局面で確認されうる。

例えば、本稿の本文で言及した象徴化の働きにおいては、反省的判断力は、象徴化される概念(悟性概念や理性概念)と象徴としての直観との間の「移行」の能力として機能していることになろう。

また例えば、カントが『純粋理性批判』「分析論」における純粋悟性概念の演繹に際して、カテゴリーの使用を可能的経験に制限することができたのは、未規定的で統制的な理性概念を論じる「弁証論」を予め既に前提していたからであろう。つまり規定的概念としてのカテゴリーに関わる「分析論」は未規定的概念としての理性概念に関わる「弁証論」に依存しているのであり、しかもこのように、「分析論」と「弁証論」との間の、つまり悟性能力と理性能力との間の、「移行」が可能であったのは、諸能力間の「移行」の能力である反省的判断力の働きが前提されていたからであろう。(なお、『純粋理性批判』という書物全体の解釈にとって重要な意味をもつ「分析論」と「弁証論」の関係という問題については、次の拙稿を参照されたい。「世界と経験」九州大学文学部紀要『哲学年報』第五五輯、一九九六、六四-六五頁)

さらには、感性界と叡智界の架橋という『判断力批判』の根本課題の解決も、諸能力間の「移行」(Einl. II, V 176)の能力としての反省的判断力に基づいているのである。「移行」の能力である判断力とは、純粋悟性や純粋実践理性のように己れの法則付与(Gezetzgebung)に基づいて固有の「領域Gebiet」(Einl. II, V 174)を有するものではなく、むしろ二つの「領域」の「移行」にこそその本来の働きがある未規定的な反省的判断力にほかならない。しかも己れ固有の「領域」をもたないことによってこそ反省的判断力は自然概念と自由概念という二つの「領域」をそれぞれ限界づけることをも可能ならしめるのであり、同時に合目的性の原理に基づきながら二つの「領域」を架橋することをも可能にしているのである。したがって、反省的判断力が合目的性の原理に基づいて自然概念の領域と自由概念の領域を架橋するという表現は、次のことを意味するのではない。すなわち、先ず自由概念の領域と

自然概念の領域がそれぞれ独立に予め存立していて、次に、独立な二つの領域を後から架橋するのが合目的性の原理に基づく反省的判断力だということを意味するのではない。というのも、このように解してしまうと、そもそも、両領域を媒介する反省的判断力がなぜ必要になるのかがわからなくなるとともに、反省的判断力が規定的判断力の根底にあるという我々のこれまでの主張が全く踏まえられていないことになるからである。自然と自由が別々の領域として初めから独立して成立しているのであれば、これら二つの領域を媒介するという問題はそもそもの初めから問題として無意味であろう。したがってむしろ、二つの領域の「架橋」という事態は、『純粋理性批判』と『実践理性批判』が敢えて別個に論じていたにもかかわらず、元来既に、反省的判断力を根底にして媒介されていた自然と自由の領域を、その元来の姿のままに開示しようとすることにほかならない。